



特集

# 人と社会をつなぐ 「心の架け橋」

罪を犯した人の立ち直りを社会の中で見守り、地域で支えていく[「更生保護活動」](#)。今回の特集では、活動の中で中心的な役割を担う[「保護司」](#)の皆さんの話を交え、活動の必要性と大切さを考えます。

問い合わせ 福祉課



「つまりいつでもやり直せる」。そんな社会を作るために

皆さんは犯罪や非行をした人の立ち直りを支援する「更生保護」という活動を知っていますか。

罪を犯した人は警察に検挙された後、裁判所で処分を言い渡されます。中には、刑務所や少年院に入る人もいますが、いずれは出所し、社会に戻るようになります。

しかし、いざ社会に戻っても「仕事に就けない」「住む場所がない」「頼れる人がいない」――。仮にそのような状況になると、真面目に頑張るといふ気持ちがあくじけてしまいがちです。その結果、再び犯罪に手を染め、新たな被害者を生んでしまうことも少なくありません。

こういった悪循環に歯止めをかけるため、国の機関である保護観察所では、地域のボランティアである「保護司」の力を借り、裁判所で処分を受けた人の社会復帰を支える「更生保護」に取り組んでいます。

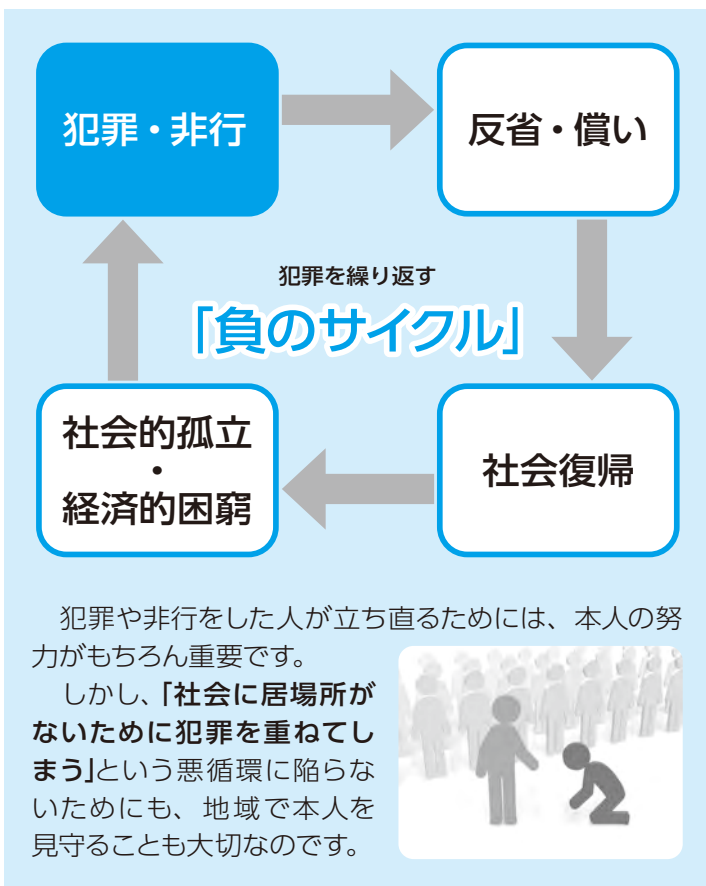
更生を目指す人に寄り添う「保護司」

保護司は、地域で生活する保護観察の対象者の見守りや支援を行います。月に2〜3回行う対象者との面談では、じっくりと話を聞くことで、対象者が自分自身を冷静に見つめ直し、次の一歩を踏み出せるように働きかけます。

また、時にはハローワークに同行したり、家族との関係を調整したりすることも。また、刑務所や少年院にいる対象者の帰り先を調整する役割も担っています。

減少傾向にある保護司。  
新たな担い手の確保が課題に

保護司の定員は法律で定められていて、全国で5万2500人が上限となっています。しかし、近年は人員が減少傾向にあり、直近の10年間では約2400人減少。昨年の1月時点では4万6300



人となっています(図1)。高齢化も顕著で、昨年の1月時点では保護司全体の約8割を60歳以上の人が占め(図2)、平均年齢は65.2歳となっています。これまでは主に、定年退職した人が保護司の中核を担ってきましました。しかし、定年年齢の引き上げなどにより、人材確保が難しくなっています。

原則として78歳までしか活動できない保護司。人員不足や高齢化といった状況が続く中、新たな担い手の確保は急務といえます。

図1 全国の保護司人員数の推移 (各年1月1日時点)

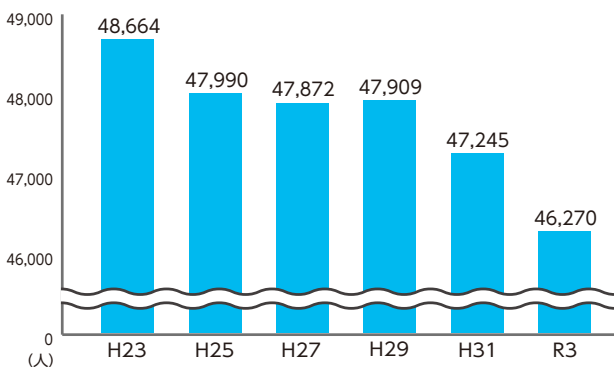
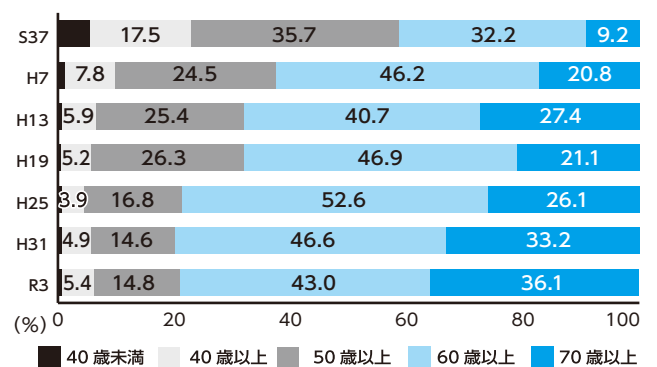


図2 全国の保護司年齢構成の推移 (各年1月1日時点)







成富 啓倫さん  
(保護司歴 15 年)

熊鰐 祐子さん  
(保護司歴 15 年)

内海 和久さん  
(保護司歴 3 カ月)

なぜ保護司に？  
どんなお仕事？

## 保護司の皆さんに聞きました

——保護司になったきっかけを教えてください。

**成富さん** 保護司の先輩・先生方から声を掛けていただいたことがきっかけですね。早いもので、法務大臣より拝命して15年経ちますが、それまでは無縁だった方との接点ができる、他にはない仕事であると感じます。

**熊鰐さん** 私も成富さんと同じで、先輩保護司からのお誘いで活動を始めました。当初は、保護観察の対象者からどのように話を聞き、話しかけたら良いのかを迷うこともありました。

**内海さん** 現職である障害者相談支援の仕事がきっかけです。障害があり、何度も罪を犯してしまう人もいる中で、協力雇用主で保護司でもある方から「保護司になりませんか」と声を掛けていただきました。

——「自身のお仕事との両立はいかがですか？」

**内海さん** 今年の3月に保護司になったばかりで、まだ担当を受け持っていないので、正直なところ不安もあります。仕事との両立は承知の上で引き受けたので、ご迷惑を掛けないようにやっていきたいと思っていますが……。

**成富さん** 確かに、日中が忙しいと、面談などの時間調整が難しい日もあるでしょうね。職場や家族からの理解を得ることも重要かなと思います。

——保護司の活動には、どんなやりがいがありますか？

**熊鰐さん** 対象者が更生していく過程が、やりがいの一つだと思います。保護観察期間が終わると、ほとんど関わることはなくなりませんが、街中で挨拶をしてくれたり、風のうわさで頑張っていることを聞いたりすると、ホッとします。

**成富さん** 1人の対象者と関わるのは短くて半年、長くて3年程度です。その間に対象者が改心し、罪を犯さず、立派に社会復帰した姿を見るとうれしいですね。「担当できて良かった」と感じる瞬間です。

——活動をする上で大切なことを教えてください。

**成富さん** あまり気負わずに向か



い合うことが大切かと思っています。「適当にやる」という意味ではなく、構え過ぎない方が上手くいく、ということですね。あとはやはり、先輩保護司に相談することでしょうか。私も最初は、分からないことだらけでしたので。

**熊鰐さん** 一人での解決が難しいケースもありますが、そんなとき、保護司同士のつながりが助けになることもあります。

例えば、保護司会では研修会や意見交換会が行われていますが、その中で他の保護司さんの体験や考え方を知ることができるので、自身が活動をする上での参考になったと思います。

**内海さん** 保護司の先輩方の話を聞くと、決して簡単な仕事ではないと感じます。しかしあまり構え過ぎることなく、まずは対象者のことを第一に考え、「With you」の関係を大切に活動していきたいです。

——ありがとうございました。



それぞれの立場が力を合わせ  
「明るい社会をつくる取り組み」

国が進める更生保護の取り組みの一つに、「社会を明るくする運動」があります。これは、住民の皆さんに犯罪・非行の防止と犯罪・非行をした人たちの更生への理解を深めてもらい、安全で安心な明るい社会を築くための運動です。毎年7月はこの運動の強調月間。全国の保護観察所や保護司会が中心となって、各種広報活動に

取り組んでいます。

遠賀保護区保護司会岡垣分区では、のぼり旗を掲げて啓発運動を行うほか、機関紙「更生おんが」を年に3回発行し、住民の皆さんに配布しています。これらの活動には、住民の皆さんから自治区を通じてご協力いただいている「更生保護募金」が役立てられています。

更生を地域全体で支えるために

罪を悔い改め「立ち直りたい」

と願う人を支援することは、地域全体のためでもあります。

本人の努力や保護司の活動と等しく、更生に欠かせないもの——。それは、地域に暮らす皆さんのご理解とご協力です。

更生保護制度や保護司の活動に対する地域社会の理解が、立ち直るための大きな力になるはず。

## 犯罪・非行を防ぎ 更生に導くために——。

### ！保護司の活動に興味がある皆さんへ

保護司になるためには、各都道府県の保護観察所での手続きを通じて法務大臣からの委嘱を受ける必要があります。詳しくは問い合わせください。

#### 【問い合わせ】

遠賀保護区保護司会更生保護サポートセンター

所在地 遠賀郡水巻町頃末北 1-10-17

電話番号 093-201-2144

#### — 保護司に求められる基準は、以下の4つ —

- ① 人格や行動について、社会的な信望がある
- ② 職務をするときに必要な熱意・時間的なゆとりがある
- ③ 安定した生活を送っている
- ④ 健康面に問題がなく、活動力がある